

知名町告示第44号

知名町土づくり推進事業補助金交付要綱を次のとおり定めた。

令和7年4月21日

知名町長 今井 力夫



知名町土づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知名町土づくり推進事業を実施するにあたり補助金を交付することについて、知名町補助金等交付規則（令和4年知名町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、知名町内に住所を有し、土壌改良資材を購入した者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる資材購入費とする。

- (1) 石灰資材 炭酸カルシウム、苦土石灰、硫酸カルシウム等
- (2) リン酸質資材 ようりん、苦土重焼燐等
- (3) 有機質資材 堆肥、緑肥種子、腐植酸資材等

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は予算の範囲内において、補助対象経費の3分の1以内とし、10万円を上限とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は知名町土づくり推進事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に土壌診断結果及び土壌改良資材の購入を証明できる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、第3条第3号に掲げる資材購入については、土壌診断結果の提出を要しない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請及び請求があった場合は、その内容を審査の上、補助の可否について決定し、交付対象者に対して知名町土づくり推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 町長は、交付対象者がこの要綱の規定に違反した場合又は不正な申請を行った場合は、前条の補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第8条 町長は、交付対象者が虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付対象者に対して補助金の全額を返還させるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。